

証券コード：3800
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号

株式会社ユニリウ

代表取締役社長 北野 裕行

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、できるだけ株主総会当日のご来場をお控えいただき、3頁記載の「議決権行使のご案内」のとおり、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。当社では、株主様の安全と健康を第一に考え、今般の株主総会につきましても、前年同様に例年と異なる対応をさせていただきます。また、**お土産の当日配布も前年同様に見合わせます**。詳しくは、同封の文書をご参照いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午後4時（午後3時より受付開始）
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー 3階「ザ・グランドホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
 - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続更新の件

4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆さまに提供する書面のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unirita.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以 上

- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unirita.co.jp/>）に掲載させていただきます。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。



アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/3800/>

議決権行使についてのご案内



当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2022年6月23日（木曜日）午後4時（午後3時より受付開始）**

事前行使のご案内



郵送により議決権を行使する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 **2022年6月22日（水曜日）午後5時 到着分まで**



インターネットによる議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年6月22日（水曜日）午後5時 入力完了分まで**

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット開示（ウェブ開示）

本株主総会招集ご通知の添付書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.unirita.co.jp/>）に掲載しております。従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

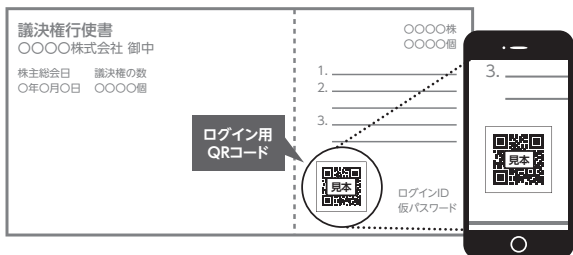
2022年6月22日（水曜日）午後5時 入力完了分まで

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

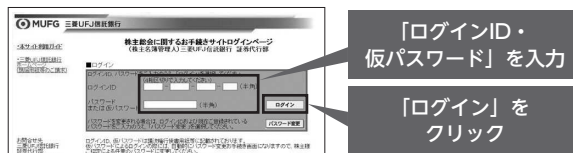
ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

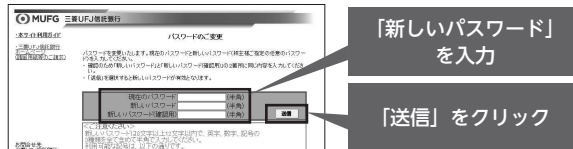
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 新しいパスワードを登録。



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="765 170 1093 201">第17条（電子提供措置等）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="765 211 1350 306">1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。<li data-bbox="765 317 1350 474">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 <p data-bbox="783 486 863 517">(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="765 530 1350 687">1 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。<li data-bbox="765 698 1350 825">2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。<li data-bbox="765 836 1350 963">3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員は任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含めた取締役7名の選任をお願いいたします。


取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	たけ ふじ ひろ き 竹 藤 浩 樹	取締役会長	再任
2	きた の ひろ ゆき 北 野 裕 行	代表取締役 社長執行役員	再任
3	ふじ わら たつ や 藤 原 達 哉	取締役 常務執行役員	再任
4	の むら こう いち 野 村 剛 一	上席執行役員	新任
5	かね こ のり こ 金 子 紀 子	上席執行役員	新任
6	みつぎ よし ひと 三ツ木 義 人	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員
7	はら たかし 原 大	社外取締役	再任 社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)
1	 <p>たけ ふじ ひろ き 竹 藤 浩 樹 (1961年7月22日生)</p> <p>再任</p> <p>在任23年 所有する当社株式の数 223,800株</p>	<p>1994年4月 当社入社 1999年6月 取締役 カスタマサービス部長 2003年1月 BSP International Corp. CEO 2003年10月 当社常務取締役 技術本部長 2004年4月 代表取締役社長</p> <p>2007年11月 BSP上海 董事長 2008年4月 当社代表取締役 社長執行役員 2015年4月 代表取締役 社長執行役員 内部監査室担当 2017年4月 取締役会長 (現在に至る)</p> <p>取締役候補者とした理由等 同氏は、当社における豊富な業務・経営経験とあわせ、在任13年にわたる当社の代表取締役としての経験を有しております。これまでの経営に関する豊富な経験や知見などを活かすことで、取締役会の監督機能の強化および当社の持続的成長と企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き当社取締役候補者としております。</p>
2	 <p>きた の ひろ ゆき 北 野 裕 行 (1970年10月22日生)</p> <p>再任</p> <p>在任8年 所有する当社株式の数 49,500株</p>	<p>1994年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 営業本部担当 兼 株式会社ビーエスピー ソリューションズ 代表取締役社長 2014年4月 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本 統括部長 2014年6月 取締役 執行役員 営業本 部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本統括部長</p> <p>2015年4月 取締役 執行役員 営業本 部 西日本事業部長 2017年4月 代表取締役 社長執行役員 内部監査室担当 2021年4月 代表取締役 社長執行役員 コーポレートスタッ フ部門担当 2022年4月 代表取締役 社長執行役員 コーポレートスタッ フ部門・グループ業務本 部担当 (現在に至る)</p> <p>取締役候補者とした理由等 同氏は、子会社社長および当社の営業責任者を務めた経営経験と実績を有し、2017年4月からは代表取締役 社長執行役員に就任しました。そして、今般2021年度をスタートとする3か年中期経営計画を策定し、現在、当社グループの成長戦略を主導しております。当社は、デジタル変革の環境下、同氏が事業構造変革の牽引役として適任であると判断し、引き続き当社取締役候補者としております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
3	 <p>ふじ わら たつ や 藤原達哉 (1964年9月25日生) 再任 在任2年 所有する当社株式の数 5,000株</p>	<p>1985年4月 株式会社両備システムズ入社 1991年7月 株式会社リクルート入社 2008年3月 株式会社野村総合研究所入社 2010年10月 株式会社ビーエスピーソリューションズ入社 2012年4月 同社 取締役 SMO推進部 部長 2017年4月 同社 代表取締役社長 (現任) 2019年4月 当社 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長</p>	<p>2020年4月 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長 兼 DXサービスインテグレーション部長 2020年6月 取締役 執行役員 クラウドビジネス本部副本部長 兼 DXサービスインテグレーション部長 2021年4月 取締役 常務執行役員 クラウドサービス事業本部長 (現在に至る)</p>
		<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、大手IT企業を経て、当社グループにおいてコンサルティング事業子会社の経営に参画し、同社の業容拡大を推進し、2020年度に取締役 執行役員に就任しました。当社は同氏が、当社グループのクラウドビジネスおよびDX対応に向けた事業戦略の推進にあたり、その経験と見識をもとに、リーダーシップを発揮できる人材と判断し、引き続き当社取締役候補者としております。</p>	
4	 <p>の むら こう いち 野村剛一 (1965年7月10日生) 新任 所有する当社株式の数 12,000株</p>	<p>1989年3月 株式会社ソフトウェア・エージ・オブ・ファースト (1996年8月(株)ビーコン インフォメーション テクノロジーに商号変更、2015年4月 当社と合併) 入社 2007年4月 同社 執行役員 カスタマーサービス部長 2015年4月 当社 執行役員 新ビジネス本部データアナリティクス部長 兼 ESB部長</p>	<p>2019年2月 備実必 (上海) 軟件科技有限公司 (BSP上海) 董事長 (現任) 2021年4月 当社 執行役員 プロダクトサービス事業本部副本部長 兼 メインフレーム部長 2022年4月 当社 上席執行役員 プロダクトサービス事業本部長 兼 メインフレーム部長 (現在に至る)</p>
		<p>取締役候補者とした理由等 同氏は、当社グループのコアコンピタンスの一つであるデータ活用分野における豊富な業務経験と見識を有しており、当社グループにおけるコア事業であるプロダクトサービス事業の収益基盤確保と再成長の牽引役として適任であると判断し、当社取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
5	 <p>かね こ のり こ 金子紀子 (1969年6月23日生)</p> <p>新任</p> <p>所有する当社株式の数 6,900株</p>	<p>1992年3月 株式会社ソフトウェア・エージー・オブ・ファースト (1996年8月(株)ビーコン インフォメーション テクノロジーに商号変更、2015年4月 当社と合併) 入社</p> <p>2019年4月 当社 執行役員 営業本部長 兼 パートナービジネス部長 兼 マーケティング部長</p>	<p>2021年4月 当社執行役員 セールスユニット ゼネラルマネージャー 兼 クラウドサービス事業本部 副本部長</p> <p>2022年4月 当社 上席執行役員 グループ業務本部長 (現在に至る)</p>
		<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、当社における技術部門、営業部門双方での豊富な業務経験と部門改革を遂行した実績を有しており、今後の当社の成長の基盤となる管理部門における変革の牽引役として適任であると判断し、当社取締役候補者としております。</p>	
6	 <p>みつぎ よし ひと 三ツ木 義人 (1957年12月23日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>在任3年</p> <p>所有する当社株式の数 16,200株</p>	<p>1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社 (1988年1月(株)野村総合研究所と合併) 入社</p> <p>1999年10月 同社 流通システム一部長</p> <p>2001年4月 同社 人事部長</p> <p>2002年4月 同社 執行役員 人事担当</p> <p>2008年4月 同社 常務執行役員 流通システム事業本部長</p>	<p>2011年4月 同社 常務執行役員 コンプライアンス・人材開発センター・人事・総務・情報システム・情報セキュリティ担当</p> <p>2016年4月 同社 常務執行役員 関西支社長 兼 中部支社長</p> <p>2017年4月 同社 理事</p> <p>2019年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)</p>
		<p>社外取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、長年にわたる大手IT企業の実務と役員経験をもとにした、IT企業経営に関する高い見識を有していることから、当社の経営判断および取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	
7	 <p>はら たかし 原 大 (1951年8月24日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>在任2年 所有する当社株式の数 5,000株</p>	<p>1975年4月 株式会社三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>2002年1月 株式会社UFJ銀行 執行役員 広報部長</p> <p>2005年5月 同行 常務執行役員 財務部担当、人事部・総務部副担当 人事部長</p> <p>2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行） 常務執行役員 西日本エリア支社担当</p> <p>2008年6月 同行 常務取締役 人事部担当</p>	<p>2009年5月 同行 専務取締役 人事部担当</p> <p>2010年5月 同行 副頭取 西日本駐在</p> <p>2012年6月 双日株式会社 代表取締役副会長</p> <p>2019年6月 同社 取締役会長</p> <p>2020年6月 同社 特別顧問</p> <p>2020年6月 アルフレッサホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役（現在に至る）</p>
		<p>社外取締役候補者とした理由等</p> <p>同氏は、長年にわたり金融機関ならびに事業会社における企業経営に携わった経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き当社社外取締役候補者としております。</p>	

<取締役候補者について>

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三ツ木義人氏および原大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 三ツ木義人氏および原大氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています（ただし、違法行為の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社が社外取締役に期待する役割・責務は次のとおりであります。
 - ①経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと
 - ②経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
 - ③当社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
 - ④経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること
 - ⑤経営陣幹部の指名・報酬の決定プロセスについて、指名・報酬委員会を通じて、取締役会に適切な関与・助言を行うこと
 - ⑥買収防衛における当社の対抗措置が、当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止するために、企業価値検討委員会を通じて、取締役会に適切な勧告あるいは意見表明を行うこと

ご参考：取締役会・監査役会のスキル・マトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会・監査役会の構成および各役員が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

それぞれの専門性の発揮と全体としてのバランスをとることで、取締役会・監査役会の多様性を確保するとともに、様々なビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっています。

氏名/ 株主総会終結後の 地位（予定）	取締役会構成員として期待する知見・経験・専門性						
	企業経営	IT・ デジタル	営業 ・ マーケテ ィング	財務 ・ 会計	人事労務	法務 ・ リスク 管理	グロー バル
竹藤 浩樹 取締役会長	●	●	●				
北野 裕行 代表取締役 社長執行役員	●	●	●				●
藤原 達哉 取締役 常務執行役員	●	●	●				
野村 剛一 取締役 上席執行役員	●	●	●				●
金子 紀子 取締役 上席執行役員	●			●	●	●	
三ツ木 義人 社外取締役	●	●			●	●	
原 大 社外取締役	●			●	●	●	
竹中 豊典 社外監査役	●			●		●	●
御子柴 一彦 社外監査役					●	●	
佐藤 昌敏 社外監査役	●	●				●	


（注）上記は、特に期待する知見・経験・専門性であり、各人の有するすべてのスキルを表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、引き続き補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	
 <p>たけむら おさむ 武村 修 (1950年8月3日生)</p> <p>所有する当社株式の数 —</p>	<p>1969年4月 日立造船株式会社入社 1987年1月 株式会社東洋情報システム (現 TIS株式会社) 入社 1995年10月 同社 管理本部経理部長 2003年5月 クオリカ株式会社非常勤 監査役 2004年4月 TIS株式会社 グループサ ービスセンター経理部長 2006年6月 同社 常勤監査役</p>	<p>2011年6月 同社 常勤監査役退任 2011年6月 クオリカ株式会社 常勤 監査役 2011年6月 高律科(上海) 情報系統 有限公司 監事 2013年6月 クオリカ株式会社 非常 勤監査役 2013年7月 当社 顧問 2014年6月 当社 補欠監査役(現在 に至る)</p>
	<p>補欠監査役候補者とした理由等 同氏は、経理業務に長年従事し、他社での監査役としての専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 武村修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 武村修氏が補欠監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の善意かつ重大な過失がない場合の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

当社の取締役の報酬額は、2015年6月18日開催の第33期定時株主総会において、年額3億50百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額40百万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおりご承認いただいた場合は7名（うち社外取締役2名）となります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の22,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締

役が当社および当社子会社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記（1）の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。当社は、本議案の承認可決を条件として、2022年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下＜取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針＞に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記1.の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.275%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.75%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は

相当なものであると判断しております。

(ご参考)

本株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員、従業員（年俸者）および当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定であります。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

a.取締役報酬の基本方針

- ・業績および中長期的な企業価値向上への貢献を重視した報酬体系とし、株主と価値観・評価目線を共有できるものとします。
- ・当社役員の役割および職責に相応しい水準とします。

b.取締役報酬ガバナンス

- ・取締役会は、取締役の個人別の報酬額の決定権限を、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、半数以上の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に委任します。
- ・指名・報酬委員会の委員は、代表取締役社長 北野裕行氏、独立社外取締役 三ツ木義人氏、独立社外取締役 原大氏となります。

c.取締役報酬の決定プロセス

- ・取締役の個人別報酬額は、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審議のうえ決定します。

d.報酬構成

- ・当社取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、毎月一定額の金銭を支給する「基本報酬」および「業績連動報酬」と、毎年1回、一定の時期に支給する「非金銭報酬」で構成しております。それぞれの報酬の構成割合は、権限、期待範囲（成果責任）、難易度を元に決定したミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた報酬基準額を、役位に応じて概ね「基本報酬」75～80%・「業績連動報酬」10～12.5%・「非金銭報酬」10～12.5%の比率で決定しております。また、「基本報酬」および「業績連動報酬」については、それぞれの評価に応じて増減させるものとします。

なお、社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成しております。

e.基本報酬の額の決定に関する方針

- ・基本報酬額は、権限、期待範囲（成果責任）、難易度を元に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた基本報酬基準額に対して、前年度の定性評価を反映し、毎年7月に改訂します。
- ・定性評価は、使用指標として①中長期的企業価値貢献に資する施策(資本政策、M&A、事業提携、新規事業推進等)、②担当部門の業務執行の成果(業績、利益の貢献、人材育成、内部統制の執行状況等)、③経営参画貢献度(経営会議、取締役会での意思決定参画、グループ連結貢献、横断プロジェクト牽引、特別事項対応等)を評価し算定します。(変動幅：±5%)

- ・ 社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬としております。
- f. 業績連動報酬の額の決定に関する方針
 - ・ 業績連動報酬額は、権限、期待範囲（成果責任）、難易度を元に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた業績連動報酬基準額に対して前年度の定量評価を反映し、毎年7月に改訂します。
 - ・ 定量評価は、業績指標として売上高と当期利益を採用し、その中でも当期利益をより重視します。また算出比率については、前年比と予算比を使用し、その中でも計画に対する進捗を評価する上で予算比を重視し算定します。（変動幅：0～200%）
- g. 非金銭報酬の額の決定に関する方針
 - ・ 非金銭報酬額は、権限、期待範囲（成果責任）、難易度を元に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた非金銭報酬基準額に応じて、毎年定時株主総会以降の取締役会にて譲渡制限付株式を付与し、譲渡制限期間の満了その他の事由に該当した場合、譲渡制限を解除いたします。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続更新の件

当社は、2020年6月11日開催の第38期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式にかかる大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続更新しておりますが、現プランの有効期限は2022年6月23日開催の第40期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は2022年5月13日開催の取締役会において、さらに2年間の継続更新（以下、継続更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を本総会に上程することを決議いたしました。本議案は、本プランの継続更新につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

【1】継続更新の必要性

当社は、買収防衛に関する現プランの内容、そして法制面・経済的環境を多面的に検討した結果、買収防衛策の重要性が変わるところはないと判断し、現プランに所要の変更を加え、本総会に本プランの2年間の継続更新を諮るものであります。

【2】継続更新に伴う変更内容の概要

本継続更新における本プランの変更点は以下のとおりです。なお、プラン設計上における現プランからの実質的な変更点はありません。

大項番3「継続更新後の本プランの内容」における「Ⅱ. 会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み」の、1. 当社グループの事業内容、ならびに2. 当社グループの企業価値の源泉、3. 企業価値向上のための取組み、の各項番の説明を事業環境の変化ならびに2022年3月期に実施した事業セグメントの再編に合わせて変更しました。

なお、本プランの継続更新および上記変更内容につきましては、社外監査役3名全員が、具体的運用が適正に行われることを条件として同意しております。

また、本日現在、当社に対する当社株式の大規模買付行為の提案、申し入れ等は一切ありませんので、念のため申し添えます。また、2022年3月31日現在における当社の大株主の状況は本プラン別紙5のとおりです。

【3】継続更新後の本プランの内容**I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、そのような買付提案を一概に否定すべきではないと考えております。

しかしながら、株式市場においては、買付けの対象会社（以下、対象会社）の取締役会の賛同を得ず一方的に大規模買付行為の提案を強行する動きがいまだに発生しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営基本理念、企業価値の源泉、各ステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者である必要があります。

したがいまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み

1. 当社グループの事業内容

当社グループ（当社および子会社である株式会社ビーエスピーソリューションズ、備実必（上海）軟件科技有限公司（略称BSP上海）、株式会社ヒューアップテクノロジー、株式会社ビーティス、株式会社データ総研、株式会社ユニ・トランド、株式会社ユニリタプラス、株式会社無限、株式会社ユニリタエスアールの主要10社により構成）は、グループの事業セグメントを「プロダクトサービス」「クラウドサービス」「プロフェッショナルサービス」の3つに編成し、デジタル技術を活用した社会課題解決を目指し、環境変化のスピードと多様化するマーケットに適応すべく事業を推進しています。各セグメントの役割は下記のとおりです。

「プロダクトサービス」

中期的な収益基盤としてグループの成長投資を支える源泉を担う位置付けです。これまで培ってきたシステム運用領域の事業の強みを進化させDX（デジタルトランスフォーメーション）の環境下における顧客ニーズへの対応力強化と事業効率の追求により、「安心して使い続けていただける」サービス提供と新規事業開発のリソースを創出するものです。

当社はこれまで、自社開発のオープン系パッケージソフトを中心に、システム運用領域では、基幹業務システムの運用を正確・効率的に稼働させるために必要なソフトウェア製品ならびにサービスを提供しています。中でも、メインフレーム事業では、金融機関や生損保、大手製造業のお客様を中心とした基幹業務システムの運用管理のためのメインフレーム（大型汎用機）コンピュータ向け自社ソフトウェア製品の販売・サポート事業を30余年にわたり行っており、業界での競争優位性の源泉となっています。

「クラウドサービス」

当社グループでは、プロダクトの売り方の変化への対応と併せて、これまでの事業で培った知見をもとに顧客のDXを支援するためのクラウド環境でのサービス開発を進めています。

今日のデジタル技術の進化は、顧客ニーズや購買動向を「所有から利用」へと大きく転換させる誘因となっています。この潮流変化は、当社のプロダクトの提供方法についてもサービス化への対応を迫るものですが、同時にマーケットの拡大の機会にもつながります。

当社グループにおけるマーケット開拓では、これまでの事業で比率の高かったIT課題解決領域から事業課題、社会課題解決へと領域を拡大することで、顧客がサービスとしての便益を求める新しい市場でスケールするビジネスモデルの構築を目指します。そして、将来の事業の柱として確立させるためにリソースを集中し、次なる収益基盤としての成長を目指します。

「プロフェッショナルサービス」

当社グループのコアコンピタンスである「データ」「プロセス」「サービス」の3つのマネジメント領域における強みと専門性を持つ子会社群（株式会社ビーエスピーソリューションズ、株式会社データ総研、株式会社無限、株式会社ユニリタエスアール）で構成されています。

本セグメントは、プロダクトサービスやクラウドサービスの顧客価値を高める役割を果たし、グループ事業の第2の成長エンジンとして機能させる位置付けです。顧客がDXの成功体験を実現するためには、ITサービスベンダーとしてもサービス連携における幅広い対応力が求められます。当社グループとしては、業界内でも競争優位性のあるシステム運用やデータマネジメントのコンサルティングから、サービスの導入支援、システムインテグレーション、システム運用のアウトソーシングに至るサービスをワンストップで提供できる体制を構築します。

2 当社グループの企業価値の源泉

当社グループは、1980年代に日本では数少ない独立系の自社開発パッケージソフトウェアメーカーとして創業した当社（旧株式会社ビーエスピー）を中心としたグループです。当社は、大手企業を顧客基盤とし、メインフレームコンピューターのシステム運用の自動化ソフトウェアを中心に、産業界のIT化の進展とともに順調に事業を拡大してきました。以降、30余年にわたる事業実績をもとに、「システム運用」と「データ活用」のIT領域における専門性と顧客基盤の強みを活かし、当社を中心とした企業集団を形成してきました。特に、当社創業以来の事業であるメインフレーム事業は、30余年にわたり金融機関や大手企業を中心に、社会インフラともいえる顧客の基幹システムの運用を支える製品を提供し続けており、当該市場における高い競争優位性を持っています。

これまで当社グループは、システムのオープン化、ダウンサイジング化、クラウドの普及、ビッグデータ活用、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった、時代とITの進化に適応すべくグループ戦略をベースとした事業構造の変革と成長を実現しています。現在、当社グループの顧客層は、日本の産業界33業界の全てを網羅し、顧客数は約2,000社にのぼっています。

3 企業価値向上のための取組み

ITの急速な進化は、顧客の購買動向やニーズを「保有」から「利用」へと大きく変えようとしています。このような変化を受け、現在、当社グループでは、事業構造を「製造・販売型」から「サービス提供型」への転換、事業のサービスシフトを進めています。

ITの活用が産業界や企業にとっての事業創造や変革に欠かせない現在、当社グループでは、これまで培ってきた事業の強みをベースに、お客様のDXのスムーズな実現のために、システムライフサイクルの上流（コンサルティング）から設計、開発、構築、保守・運用、BPOに至るまで、グループ各社が一丸となって支援する体制をグループ・ワンストップ型で構築しています。加えて、ITの進化の速さ、多様化する顧客ニーズに対応するために、自社

単独ではなく、それぞれの業界に強みを持つパートナー企業と当社グループならではの強みを持つ製品やサービスを組み合わせたソリューション提供を行う協業モデル化戦略を推進し、付加価値の高いサービス提供体制を実現しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プランの目的

当社では、企業価値および株主共同の利益をさらに向上させるため、中長期的なスパンでの研究開発投資を実施し、高い技術力を備えた人材を育成するためのプログラムを実施しております。仮に、当社の経営権を奪う者が現われた場合、その者が当社の企業価値の源泉を理解せず、それを活かす諸施策を継続しなければ当社の企業価値は大きく毀損されることとなります。また、当社がお客様に対して実施してきたきめ細かなアフターケア、保守サービス、特に製品バージョンアップの無償提供やライセンス交換サービスなどが維持されなければ、当社はおお客様の支持を失うこととなります。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模買付が行われた際、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間と情報を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するための措置が必要不可欠であると判断しております。このような基本方針および近時の司法判断の内容等に鑑み、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下の本プランの内容を継続することを決議いたしました。

2 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる買付行為

本プランにおける「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。ただし、予め当社取締役会が同意したものを除きます。また、「大規模買付行為」を行う者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われる者を含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(2) 企業価値検討委員会の設置

対抗措置が当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止するために、当社は3名以上の委員からなる企業価値検討委員会を設置いたします。

企業価値検討委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項、および必要と判断する事項について勧告あるいは意見表明を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。

また対抗措置の発動には、必ず企業価値検討委員会の勧告を経るものと定款に定めており、取締役会の判断の公正を確保する手段として実質的に機能するよう位置付けております。

企業価値検討委員会の招集権限は、当社代表取締役、監査役および各委員が有します。

大規模買付者が当社取締役会に開示した情報は遅滞なく企業価値検討委員会に提供されます。また、企業価値検討委員会は、当社取締役会に対し当社グループに関する必要な情報の提供を求めることができるものとします。

なお、企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴は、別紙4をご参照ください。

(3) 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を行おうとする者には、本プランに従う旨の「買収意向表明書」を事前にご提出いただきます。当該買収意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、買収意向表明書を受領後、速やかにその旨を開示し、買収意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に提供いただく必要情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。本必要情報は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容）
- ② 当社株式取得の目的および想定する株式の取得方法（対価の種類・価格、買付けの時期を含みます。）
- ③ 対価の算定根拠（算定方法、算定用数値情報を含みます。）および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付者に対する資金供与者の名称その他の概要

- ⑤ 大規模買付完了後の経営方針および事業計画（企業価値を維持・向上させる方策等）
- ⑥ 大規模買付行為完了後の当社グループの従業員、お客様、取引先、地域社会その他の利害関係者との取引についての対応方針
- ⑦ その他企業価値検討委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会が、本必要情報を精査した後、不十分と判断する場合には、提出期限を定め追加情報の提出を求めることがあります。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した旨を証明する書面を当該大規模買付者に交付した後に、当該書面を交付した事実およびその交付日を開示いたします。また、本必要情報について、当社株主の皆様判断のために必要と認める場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

(4) 取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、次の①または②による期間を設定します。大規模買付行為は、次の評価期間が経過した後にのみ実施されるものとします。

- ① 60日：現金を対価とする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合
- ② 90日：上記①以外の大規模買付行為の場合

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じ外部の第三者の専門家等の助言を受けながら、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為の評価・検討を行います。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

①大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。対抗措置は、当社取締役会が最も適切と判断したものを選択いたします。新株予約権の無償割当を実施する場合の概要は別紙2に記載のものが考えられます。

②大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する買付提案に対する評価・意見・代替案を考慮の上、当社株主の皆様においてご判断いただきます。ただし、以下のいずれかに該当すると認められる場合、対抗措置をとることがあります。

(a)大規模買付者の買付けが以下に定める類型に該当する場合

- i)当社グループの経営に参加する意思がなく、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的による買付け（グリーンメイラー）。

- ii)大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的での買付け(焦土化経営)。
 - iii)大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定での買付け(資産流用)。
 - iv)大規模買付者が、当社資産等の売却処分等の利益をもって一時的に高額株主還元をするか、または一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的で行う買付け(一時的に高配当)。
- (b)最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付けする等、株主に事実上売却を強要する行為(強圧的二段階買収)。
- (c)大規模買付者が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えないで行う買付け。
- (d)大規模買付者の買付けの条件(対価の価額・種類、買付けの時期、方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後における当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。)が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な買付け。
- (e)当社グループの技術力、技術力を支える従業員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される買付け。

③株主総会決議における対抗措置の発動

当社取締役会は、企業価値検討委員会から対抗措置の発動に当たり株主総会の承認を得ることを条件とする旨勧告された場合、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に係る議案を付議いたします。その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、当社取締役会の意見および企業価値検討委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等に従って適時適切に開示いたします。

株主総会開催の場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議(普通決議によるものとします。)に従います。大規模買付者は、株主総会で対抗措置発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を実行できないものといたします。なお、株主総会の結果につきましては速やかに開示いたします。

④対抗措置発動の中止

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

当社取締役会が対抗措置の発動の中止を決議した場合、速やかに当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には、以下の手続となります。

- a) 新株予約権の無償割当てが決議され新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- b) 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日の前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による新株予約権の無償取得を行います。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結の時から2年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間満了前に株主総会または当社取締役会により廃止の決議が行われた場合、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、企業価値検討委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、本プランを修正し、または変更した場合は、その内容を適時適切に開示いたします。

3 株主または投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランは、新株予約権の無償割当て等の具体的な対抗措置を発動するまでは、株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が具体的対抗措置の発動を決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。当社取締役会が新株予約権の無償割当決議を行った場合には、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他後記(3)②に記載の手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、後記(3)③に記載のとおり、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認められた者等（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がかかる取得手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および金銭の払込みなく当社株式を受領し、当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、当社は、割当期日および新株予約権の無償割当の効力発生後も、新株予約権の行

使用期間の開始日の前日までは、新株予約権の無償割当を中止し、または新株予約権者に当社株式を交付せず無償にて新株予約権を取得することがあります。この場合、割当期日後および効力発生日後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続き

① 名義書換の手続き

当社取締役会において、新株予約権の無償割当実施の決議を行った場合には、当社は、新株予約権の無償割当にかかる割当期日を法令および当社定款に従い公告いたします。

この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は新株予約権が無償割り当てされますので、割当期日までに速やかに振替申請していただく必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当の効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使手続き

当社取締役会は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当後、権利行使期間内で、かつ当社による新株予約権の取得の効力発生までの間に、上記必要書類を提出し新株予約権1個当たり1円を下限として当社取締役会が定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1株の当社株式が発行されます。

③ 当社による新株予約権の取得手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、別途定める日において、新株予約権を取得いたします。また、新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付する時は、速やかに交付いたします。手続きの詳細は、実際に新株予約権の無償割当を行う際に、株主の皆様へ別途お知らせいたします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本プランが上記Ⅰ.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主

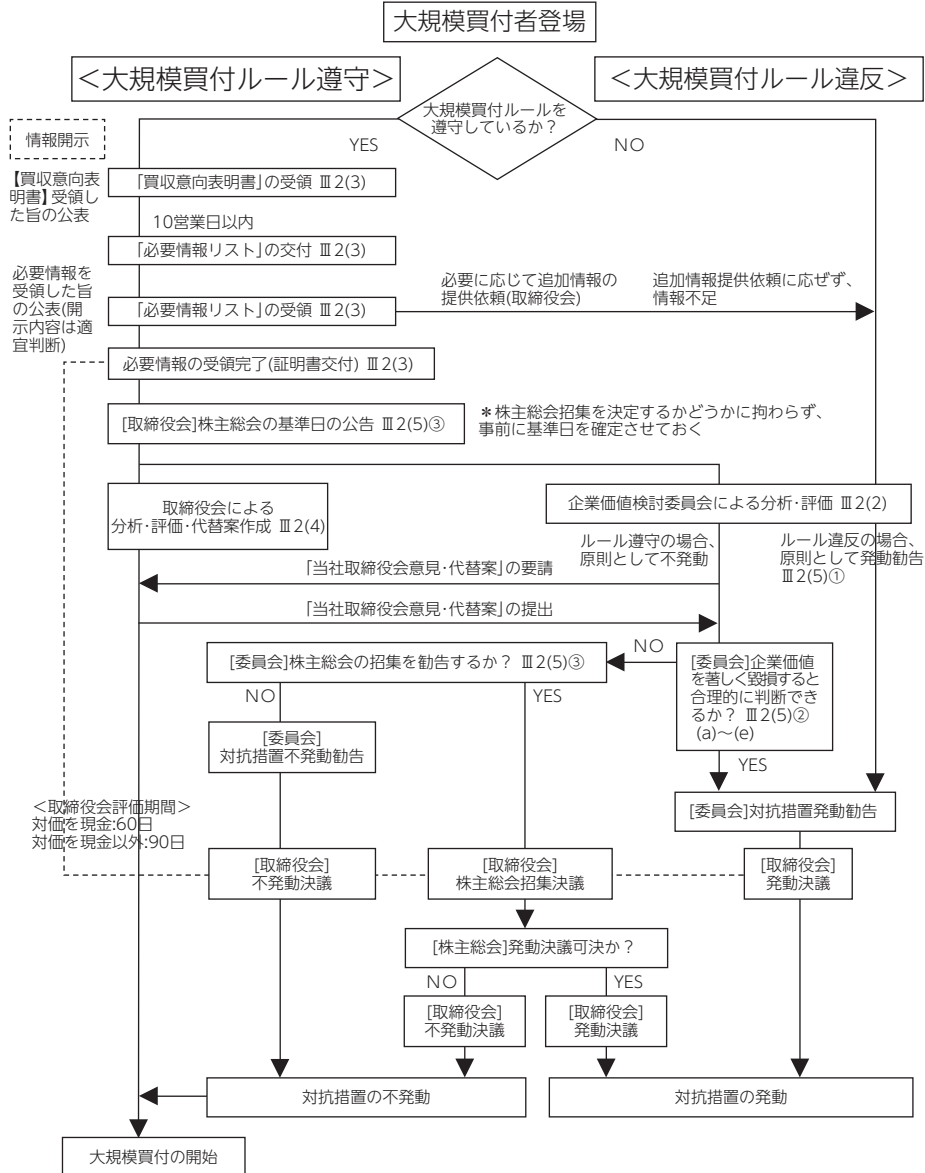
共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則を充足しております。また、本プランは、経済産業省が2008年6月30日に発表した企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の報告書内容にも沿っております。

- (2) 企業価値および株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されていること
本プランは、大規模買付行為がなされた際、当該買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、大規模買付者と交渉を行うことを可能とし、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであります。
- (3) 株主意思を重視するものであること
本プランは、本総会におきまして出席株主の過半数の賛成をもって承認可決されなかった場合は廃止されます。
また、有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で変更または廃止されるものといたします。
さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされております。そのため、本プランの導入および廃止には、株主の意思が反映される仕組みとなっております。また、定款変更においても株主意思をお諮りしております。
- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視
当社は、本プランにおける対抗措置の発動、変更等の実質的な判断を行う機関として、社外取締役、社外監査役または社外の有識者等の独立性の高い社外者で構成する企業価値検討委員会を設置いたします。そのため、本プランの運用は、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっております。
- (5) 合理的な客観的要件の設定
本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- (6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと
当社取締役の任期は全員が1年であり、本プランの廃止について特段の手続き的制約を設けられていないことから、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）もしくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）に該当しません。

以 上

<別紙1>

事前警告型買収防衛策フロー図



<別紙 2 >

新株予約権の無償割当の概要

1. 新株予約権の割当の対象となる株主と割当条件
当社取締役役会所定の基準日の最終株主名簿に記録された株主に、その所有株式（ただし、当社保有の普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法
新株予約権の目的となる株式は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの株式の数は取締役会にて決定する。ただし、株式分割または株式併合を行う場合、所要の調整を行う。
 - (2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
各新株予約権の行使に際して払込すべき額は1円以上の金額で当社取締役会が決定する。
 - (3) 新株予約権を行使する期間
新株予約権の行使期間は、当社取締役会が別途定める期間とする。
 - (4) 新株予約権の行使条件
大規模買付者の株券等保有割合が合計20%以上で、かつ企業価値検討委員会が当該買付行為が下記いずれかに該当すると判断した場合、非適格者は新株予約権を行使できない。
 - ① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合
 - ② 大規模買付者の買付けが以下に定める類型する場合
 - (a) 当社グループの経営に参加する意思がなく、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的による買付け（グリーンメイラー）
 - (b) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的での買付け（焦土化経営）
 - (c) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定での買付け（資産流用）
 - (d) 大規模買付者が、当社資産等の売却処分等の利益をもって一時的に高額株主還元をするか、または一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的で行う買付け（一時的に高配当）
 - ③ 最初の買付で全株式の買付けを勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないうで買付する等、株主に事実上売却を強要する行為（強圧的二段階買収）
 - ④ 大規模買付者が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えないで買付け
 - ⑤ 大規模買付者の買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の待遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な買付け
 - ⑥ 当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される買付け

- (5) 新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項
資本金等増加限度額の2分の1に相当する額を資本金とし、その余を資本準備金とする。
 - (6) 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡により取得するには、当社の承認を要するものとする。
 - (7) 新株予約権の取得
非適格者以外の新株予約権についてのみ、本新株予約権1個につき当社普通株式1株から3株の交付を条件に、取得日の前日までに未行使の全ての新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。

<別紙3>

企業価値検討委員会の概要

1. 企業価値検討委員会の設置および委員等

- (1) 当社定款第53条の規定に基づき、企業価値検討委員会を設置する。
- (2) 企業価値検討委員会は3名以上の委員で構成し、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、および社外の有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれに準ずる者を含む。）の中から選任する。
- (3) 企業価値検討委員の選任および解任の決議は、過半数の取締役が出席する取締役会において3分の2以上の賛成を要する。

2. 企業価値検討委員会の招集および決議等

- (1) 企業価値検討委員会委員、代表取締役および監査役会は、企業価値検討委員会の招集権限を有する。
- (2) 企業価値検討委員会の議事は、過半数の推薦を得た委員が執り行い、その決議は、過半数の委員の出席の上、3分の2以上の賛成多数をもって行う。

3. 企業価値検討委員会の審議および決議事項

企業価値検討委員会は、次の各号を決定し、決定内容および理由を取締役に勧告する。

- ①本プランにおける対抗措置の発動の是非
- ②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
- ③大規模買付者提出情報が必要かつ十分かの判断および追加情報請求時の追加情報の範囲
- ④対抗措置の発動を株主総会に諮るか否かについての勧告
- ⑤本プランの修正または変更
- ⑥その他当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問する事項

4. 企業価値検討委員会への情報の集約

企業価値検討委員会は、大規模買付者が提供した情報、その他当社に関する事項について、必要な説明を求めることができる。

5. 外部機関からの助言

企業価値検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、シンクタンク、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

<別紙4>

企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴

1. 三ツ木 義人 (みつぎ よしひと)

【略歴】1957年12月23日生まれ

1980年4月 野村コンピュータシステム株式会社 (1988年1月 (株)野村総合研究所と合併) 入社

1999年10月 同社 流通システム一部長

2001年4月 同社 人事部長

2002年4月 同社 執行役員 人事担当

2008年4月 同社 常務執行役員 流通システム事業本部長

2011年4月 同社 常務執行役員 コンプライアンス・人材開発センター・人事・総務
・情報システム・情報セキュリティ担当

2016年4月 同社 常務執行役員 関西支社長 兼 中部支社長

2017年4月 同社 理事

2019年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)

2. 原 大 (はら たかし)

【略歴】1951年8月24日生まれ

1975年4月 株式会社三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行

2002年1月 株式会社UFJ銀行 執行役員 広報部長

2005年5月 同行 常務執行役員 財務部担当、人事部・総務部副担当 人事部長

2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員西日本エリア支社担当

2008年6月 同行 常務取締役 人事部担当

2009年5月 同行 専務取締役 人事部担当

2010年5月 同行 副頭取 西日本駐在

2012年6月 双日株式会社 代表取締役副会長

2019年6月 同社 取締役会長

2020年6月 同社 特別顧問

2020年6月 アルフレッサホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)

2020年6月 当社 社外取締役 (現在に至る)

3. 竹中 豊典 (たけなか とよのり)

【略歴】1957年12月11日生まれ

1981年4月 株式会社三和銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行

2002年1月 株式会社UFJホールディングス 経営企画主計室長 兼 株式会社UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 企画部次長

2002年10月 株式会社UFJ銀行 決済業務部長

2004年7月 株式会社UFJホールディングス 経営企画 主計室長 兼 株式会社UFJ銀行 財務部長

2005年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 財務企画部 副部長

2006年7月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 尼崎支社長

2009年1月 日本電子債権機構設立調査株式会社 (現 日本電子債権機構(株)) 顧問

2009年2月 同社 代表取締役社長

2016年6月 当社 社外監査役 (現在に至る)

<別紙5>

大株主の状況

2022年3月31日現在における当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	持株数	持株比率
ユニリタ社員持株会	442,543株	5.88%
株式会社ビジネスコンサルタント	440,000株	5.84%
株式会社リンクレア	425,000株	5.65%
光通信株式会社	408,400株	5.42%
株式会社三菱UFJ銀行	374,800株	4.98%
株式会社クエスト	274,000株	3.64%
株式会社みどり会	270,000株	3.58%
三菱UFJ信託銀行株式会社	255,000株	3.39%
株式会社アイネット	250,000株	3.32%
日本情報産業株式会社	250,000株	3.32%

- (注) 1. 当社は、自己株式を474,967株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の経営成績の概況

＜当期の経営成績＞

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日まで、以下、当期）におけるわが国経済は、昨年9月末のコロナ感染第5波の収束、緊急事態宣言の全面解除を受けて、対面型サービスを中心に個人消費が増加し景気をけん引しました。しかし、年明けよりオミクロン株の感染急拡大と多くの地域でのまん延防止等重点措置の適用によって個人消費が再び悪化、さらにウクライナ情勢悪化による資源価格高騰や金融市場の動揺といったマイナス影響により、景気の本格回復には至りませんでした。

コロナ禍も2年を過ぎた現在、社会や経済活動の多くの場面でデジタル化は加速しており、その潮流はこれまでとは異なる消費者動向の拡大をもたらしています。そして、このような変化に対し、産業界や企業も、デジタルトランスフォーメーション（DX）による環境適応を加速化しています。DXは今やビジネスにおいて必須となっており、顧客との関係、企業の組織運営や従業員の働き方、デジタルを活用したビジネスモデルの創出にまでDXのマーケットは拡大しています。

当社では、このような環境を捉え、「共感をカタチにし、ユニークを創造するITサービスカンパニーへ」を基本方針とする中期経営計画(2021年度から2023年度)を推進しています。本中計では、当社グループが事業を展開するマーケットについて、これまでのIT活用領域から社会課題解決の領域までひろげるとともに、お客様の成功を基点とし、お客様とともに「課題×IT（デジタル技術）＝成果」の視点からサービスを提供することのできる事業形態への転換(サービスシフト)を進めています。

当期のサービスシフトに関する主な成果は、下記のようなものです。

- ・プロダクトサービスでは、当社の製品やサービスの多くが、お客様にとって「社会的インフラを支える、止められない業務」において利用されています。そのような既存のお客様をクラウドリフトやクラウドシフトといった新しいIT環境への対応サポート等で守るとともに、既存の技術とノウハウを活かした新しいサービス開発として「現行システムのクラウド移行」「帳票の電子化、Web配信」「印刷から配送までのアウトソーシング」等に取り組みました。
- ・いま、ITベンダーにおいては、クラウドビジネスを展開するうえでカギとなるサービス利用者の継続利用を促すための顧客満足度や品質向上のためにサービスマネジメントの活用が目ざされ始めています。そのような中、クラウドサービスでは、IT活用クラウド事業の主力サービスとして、サービスマネジメント機能を提供する「LMIS（エルミス）」が、当期において複数の外部機関からの受賞評価を受けるなど認知度が向上し業績を伸ばしました。現在、

同サービスは、提供開始10年を迎え、国内大手企業「150社以上」で「12,000を超えるユーザ」に支持されるまでに成長しました。

- プロフェッショナルサービスでは、DX推進の柱となるデータを真にビジネスに活かし顧客価値を最大化するニーズの増加により、データマネジメント領域やサービスマネジメント領域のコンサルティングが求められてきています。そして、その知見やコンサルメソッドを持つ当社グループ企業においてはパートナーや他社との共同提案が増加し、コンサルティング事業が堅調に推移しました。また、グループ各社の強みを活かしたコンサルからシステム開発、オペレーションまでの一連の流れに、ユニリタクラウドサービスを組み合わせた、ワンストップ型サービスの実績も積み上がりました。

なお、当期において受賞等により外部機関からの評価をいただいたサービスや取り組みの内容は以下のようなものです。

- 一般社団法人 ASP・SaaS・AI/IoTクラウド産業協会主催
「第15回 ASPIC IoT・AI・クラウドアワード2021」

部 門	受賞名	製品・サービス名
運用部門	経営改革貢献賞	LMIS
支援業務系 ASP・SaaS部門	働き方改革貢献賞	infoScoop×Digital Workforce
データ活用系 ASP・SaaS部門	奨励賞	ちょこっとデータ変換/加工
基幹業務系 ASP・SaaS部門	ニュービジネスモデル賞	Growwwing

- 一般社団法人日本サブスクリプションビジネス振興会主催
「日本サブスクリプションビジネス大賞2021」

部 門	受賞名	製品・サービス名
企業向け (B2B) 部門	特別賞	LMIS

●アイティクラウド株式会社主催
 [ITreview Grid Award 2021-2022]

部 門	受賞名	製品・サービス名
サービスデスク・ インシデント管理部門	Leader賞	LMIS (左記 2 部門における受賞は、 Spring,Summer,Fall,Winterと 4 期連続)
ヘルプデスク部門	High performer賞	

- 総務省主催 「令和 3 年度 テレワーク先駆者百選」
 80%以上の高いテレワーク実施率と、フレックスタイム制や遠隔地勤務などの社員のワークライフバランスの推進活動が評価され選出。

このような事業活動の結果、当期の業績は、売上高104億41百万円（前年同期比3.8%増）、営業利益 6 億93百万円（同8.4%減）、経常利益 8 億28百万円（同6.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益 5 億22百万円（同37.9%減）、となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益の減少の主な要因については、前年度第3四半期連結累計期間に計上した投資有価証券売却益(5億19百万円)の反動減によるものです。

また、資本施策として、2021年11月11日には、自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により自己株式145,000株を取得し、11月30日付にて500,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合5.9%）の自己株式消却を行いました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

なお、当社では当期より次頁の表のように事業セグメントの再編を行っております。これにより、前年同期との比較では、前期の旧セグメント内容を当期の新セグメントに組み替えて行っています。

■ 旧セグメント

	セグメント名	内 訳
1	メインフレーム事業	メインフレーム用に提供する製品の販売・技支・保守
2	プロダクト事業	オープン系自社プロダクトの販売・保守
3	クラウド事業	自社開発サービスのサブスクリプションモデルによる提供
4	ソリューション事業	コンサルティング アウトソーシング
5	システム インテグレーション事業	システムインテグレーション

■ 新セグメント

	セグメント名	内 訳
1	プロダクトサービス	システム運用領域に関わるプロダクト(自動化、帳票)をオンプレミス型並びにサービス型により提供
2	クラウドサービス	サービス提供による課題解決領域を「IT課題」「事業課題」「社会課題」の3つのカテゴリに区分し、それぞれの特性に合わせたサービスを提供
3	プロフェッショナル サービス	グループ企業を主体とし、コンサルティング、システムインテグレーション、アウトソーシングまでのサービスをワンストップ型で提供

プロダクトサービス

当期の業績は、売上高44億20百万円（前年同期比4.5%増）、営業利益12億54百万円（同5.8%増）となりました。

自動化学業ではオンプレミス製品をクラウド化へと移行する需要の取り込みが奏功したこと、メインフレーム事業ではキャッシュレス決済の増加による金融業界からの案件の受注等が活況であったことが、業績をけん引しました。帳票事業では、第4四半期に受注した大型案件が貢献しました。また、帳票業務の法改正による電子化ニーズを捉えた「まるっと帳票サービス」もユニリタクラウドサービスと連携し新たな市場向けに販促を展開し、案件受注につながりました。

クラウドサービス

当期の業績は、売上高29億58百万円（前年同期比2.5%増）、営業損失3億65百万円（前年同期は2億29百万円の営業損失）となりました。

IT活用クラウド事業においては、「LMIS」「Digital Workforce」などの主力サービスが企業のDX投資を追い風に堅調に推移しました。事業推進クラウド事業においては、通期を通して、人材派遣業界の旺盛なクラウド化ニーズを取り込み、ブランド力を活かした主力の「DigiSheet」「Staff-V」などの人材派遣や人事管理向けのサービスが堅調に推移しました。一方、新たな市場開拓を展開している、カスタマーサクセス向けクラウドサービス「Growwwing」や、企業間コミュニケーションを支援する、「Smart×Portal」などのサービス群は、リード獲得や提案機会は増加傾向にあります。先行投資を積極的に行っている

ことから損益面ではマイナスとなりました。

さらに、バス事業者向け位置情報サービスならびに通勤費管理サービスは長引くコロナ禍の影響を受け売上が伸び悩みました。

プロフェッショナルサービス

当期の業績は、売上高30億62百万円（前年同期比4.0%増）、営業利益84百万円（同22.9%減）となりました。

コンサルティング事業では、情報システム部門に加えて事業部門向けのコンサルティング案件やデータマネジメント案件の引き合いが、年間を通して増加し堅調に推移しました。システムインテグレーション事業では、一括請負型の新規案件を受注し業績に寄与しました。また、技術面での競争力を備えるべくビジネスクラウドのプラットフォーム構築技術者の育成、お客様のDXニーズに応えるためにグループ力を活かしたワンストップ型サービス提供による新規案件も増加しました。一方、利益面では、連結子会社における退職給付制度変更の影響等により減益となりました。

（脚注）

・デジタルトランスフォーメーション（DX）

経済産業省による定義は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」

・サービスシフト

顧客の求める価値が商品そのものから、その商品を使うことで「どんな問題を解決できるか」や、さらには「どんな体験・感動を得られるか」へと移行する中、従来型のモノ自体の品質や機能の提供から、それを使用する局面、使用することで得られる価値をサービスとして提供することへと移行していくこと。

・ASPIC IoT・AI・クラウドアワード

一般社団法人 ASP・SaaS・AI/IoTクラウド産業協会（略称：ASPIC）は、総務省などの後援により、日本国内で提供されているASP・SaaS／IaaS・PaaS／IoT/AIのサービスとデータセンター及びそれらを利用するユーザ企業を審査し、「ASPIC IoT・AI・クラウドアワード」において、国内で優秀な「社会に有益」かつ、「安心・安全」なクラウドサービス等の表彰を行っている。

・日本サブスクリプションビジネス大賞

一般社団法人日本サブスクリプションビジネス振興会が主催する「日本サブスクリプションビジネス大賞」は、『お得』『お悩み解決』『便利』の3要素を持つ優れたサブスクサービスを表彰している。サブスクリプション型のサービスを振興するとともに新たなサブスクサービス創出のきっかけづくりのため、2019年に創設された。

・ITreview Grid Award

BtoB向けIT製品 / SaaSのレビュープラットフォーム「ITreview（ITレビュー）」を運営するアイティクラウド株式会社が主催し、最新のレビューデータを反映する形で四半期ごとに発表掲載された製品レビュー（口コミ）をもとに選定した顧客満足度の高い製品を表彰するもの。満足度と認知度の高い製品を「Leader賞」に、満足度が高い製品を「High performer賞」としてそれぞれ表彰。

・カスタマーサクセス

「顧客が自社の課題を解決し、成功することを導く」サービスを指す。企業側から見たとき、「カスタマーサポート」がエンドユーザからの問い合わせに対応するサービスであるのに対し、「カスタマーサクセス」はエンドユーザのサービス利用状況に応じて能動的にアプローチする姿勢を指している。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 37 期 2018年度	第 38 期 2019年度	第 39 期 2020年度	第 40 期 (当連結会計年度) 2021年度
売 上 高 (百万円)	9,422	10,138	10,061	10,441
経 常 利 益 (百万円)	1,029	1,153	887	828
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	624	893	840	522
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	74円28銭	108円07銭	109円62銭	68円59銭
総 資 産 (百万円)	15,419	14,731	14,865	14,364
純 資 産 (百万円)	11,698	11,040	11,279	10,969
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,391円84銭	1,439円42銭	1,470円53銭	1,457円70銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビーエスピー ソリューションズ	150百万円	100.0%	ITシステム運用に関するコンサルティング及び各種ソリューションの提供
株式会社データ総研	90百万円	100.0%	データベース設計に関連したコンサルティング
株式会社ユニ・トランド	80百万円	100.0%	移動体向けIoT型ソリューション事業
株式会社ビジネスアプリケーション	80百万円	100.0%	人材サービス業界の業務管理システムの開発、販売、保守、サポートサービス
株式会社アスペックス	45百万円	100.0%	SaaS型勤怠管理サービスの提供
株式会社ユニリタエスアール	45百万円	100.0%	ITシステム運用に関する設計、構築及びアウトソーシングサービスの提供
株式会社無限	30百万円	100.0%	システムインテグレーション事業及び自社パッケージソフトの企画、開発、販売
株式会社ビーティス	25百万円	100.0%	BCP (事業継続計画) サービスの提供
株式会社ユニリタプラス	25百万円	100.0%	西日本地域における製品販売およびサービスの提供
備実必 (上海) 軟件科技有限公司 (中 国)	1,380千米ドル	100.0%	ソフトウェアの開発・販売

- (注) 1. 議決権比率は、間接保有を含んでいます。
2. 株式会社アスペックスと株式会社ビジネスアプリケーションは2022年4月1日付にて合併し、社名を株式会社ヒューアップテクノロジーとしました。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

「環境認識と現中期経営計画の基本的考え方」

経済産業省が2018年9月に発表した「DXレポート」内で警告されている「2025年の崖」、まであと3年です。コロナ禍の影響もあって、日本においても社会や企業活動のデジタル化は加速したものの、いまだ世界との差は大きいと指摘されており、より一層DX市場は拡大していくと考えられています。

日本のIT環境における課題としては、「既存基幹システムの老朽化」「高齢化による世代交代の必要性」「テクノロジーの進化に伴う先端IT人材の不足」等が挙げられています。これらの課題に適切に対応できない場合、システムの維持管理費が高額化することが予想されるため業務基盤の維持・継承が困難になる危険性が高まります。また、高度化しているDX市場ではサイバーセキュリティやシステムトラブルへの対応もより高度化が求められ、保守運用の担い手が不足すると海外からの攻撃などによるリスクも上昇します。

このようにITサービス企業が果たすべき役割がますます重要となる中、当社が策定した前期（2022年3月期）を初年度とする現行3カ年中期経営計画（現中期経営計画）では、グループの持つ「データマネジメント」「サービスマネジメント」「プロセスマネジメント」の3つのコアコンピタンスを基に、DXの環境下、お客様のビジネスモデル変革をサポートするためのサービスを提供し、事業成長を目指す計画です。

現中期経営計画の基本方針は、「共感をカタチにし、ユニークを創造するITサービスカンパニーへ」です。当社では、実効性あるコーポレートガバナンスのもと、グループの経営資源を活かした事業活動を通じて、事業会社としての経済的価値と社会課題解決による社会的価値の両立を実現するCSV経営を目指していきます。

「課題認識を踏まえた経営戦略と2022年度施策への展開」

コロナ禍がもたらした社会や経済活動におけるデジタル化の加速は、これまで遅れがちだった日本の産業界や企業における、デジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みの加速化を促しています。DXは今やビジネスにおいて必須ともいえ、顧客との関係、企業の組織運営や従業員の働き方、デジタルを活用したビジネスモデルの創出にまでDXのマーケットは拡大しています。しかしながら、企業のDXへの取り組みには、バラツキがあり、ITサービス企業にとって、ITの進化をお客様の成功体験に反映させる役割はますます大きくなっています。

このようなマーケット変化に適応するために、当社グループでは、現中期経営計画において、全事業活動をサービス提供型へとシフトさせるビジネスモデル変革を通じ、サステナブルな企業体の実現を目指しています。現中期経営計画の重要戦略の骨子は下記のとおりです。

<重要戦略>

「サービス提供型事業の創出」

- ・プロダクト（自動化学業、帳票事業、メインフレーム事業）については、企業の情報システム部門へのシステム運用に集中し、社会基盤を支えるお客様への高付加価値サービスを持続的に提供する体制を構築する。
- ・プロダクト事業で培った自社開発製品の強みを活かし、所有型と利用型双方の顧客ニーズへの対応を図る。また、そこからサービス提供型事業を創出し、安定的な収益源への成長を実現する。

「カテゴリ別戦略によるクラウドサービス事業の拡大」

- ・クラウドサービスの種類を、①IT活用クラウド事業「企業のIT活用や合理化を支援」、②事業推進クラウド事業「ビジネス成長に不可欠なサービス提供」、③ソーシャルクラウド事業「社会課題解決型事業の確立」、以上の3つに分類し、カテゴリ毎にユニークなクラウドサービスを創出し、成長を実現する。

「新たな事業セグメントに対応したグループ機能の再編」

- ・グループの事業セグメントを「プロダクトサービス」「クラウドサービス」「プロフェッショナルサービス」の3つに再編し、環境変化のスピードと多様化するマーケットに適應する事業体制を構築し、ITによる社会課題解決のための事業を推進する。

「企業価値向上に向けた経営基盤の強化」

- ・多様化する働き方への対応を通じ、生産性の向上、文化創造とコミュニケーション活性化、人財投資とエンゲージメントの向上を図る。
- ・実効性あるコーポレートガバナンスのもと、効率的な経営により企業活動のパフォーマンスを上げ企業価値を向上させるための体制構築を通じ経営基盤の強化を図る。

上記のような中期経営計画の重要戦略に基づき、スピードを増す環境変化に対する課題認識のもと、戦略の実効性を高めるべく2022年度施策へと展開しています。

当社グループとしては、対処すべき経営課題として、①組織モデルの変革、②マネジメントの変革、③人的資本の観点からの社員の変革、等を行うことが必要と認識しており、それらの認識を踏まえ、年度施策を策定しています。

年度施策①「事業と組織モデルの変革」

経営環境の変化に適応し、企業価値を向上させるためには、両利きの経営のコンセプトのもと既存事業の深化と新規事業の拡大によりリソースを最適化し、企業体として新たな価値観と文化の醸成を目指します。当社グループがこれまで培ってきた経営資源である既存事業と、来るべき環境を見据えた成長のための新規事業を、一つの事業体の中で「サービスシフト」のコンセプトに基づき構成した事業セグメントによるグループ経営により、全体最適な組織運営とグループシナジーの創出を推進します。

年度施策②「マネジメントの変革」

「事業と組織モデルの変革」施策と同期をとり、お客様を最上位とする逆ピラミッド型マネジメントを構築し、お客様起点のプロセスへの改革を進めます。また、ITの進化に伴い、お客様層が「情報システム部門」から「事業部門」へと広がり、課題領域もIT活用から社会課題へと広がるなか、課題解決のための提案には総合力と対応スピードが求められます。お客様の求める価値を重視し、グループや部門をまたがるスクラムチームで組織的に取り組みます。

年度施策③「人的資本の観点からの社員の変革」

お客様起点の「マネジメントの変革」のベースとして、当社には自社が何のために存在しているのかという企業理念や企業の存在意義（パーパス）を明確化したCREDO※があります。 ※事業報告Web開示「業務の適正を確保するための体制 ①職務執行の基本方針」参照

当社では、CREDOの下、経営戦略と人事戦略に一貫性を持たせ連動させるための施策を推進します。このことは、リモートワークが進むなかで、社員が企業と同じ方向を向き、やりがいや意欲をもって仕事に取り組むためにも重要な要素です。リスキル（学び直し）、人事ローテーション、部門人材別重点投資等の施策を推進し、社員の能力や経験、意欲などを向上させることで、各社員の業務におけるアウトプットを最大化するべく取り組んでいきます。

当社グループでは、上記の戦略と施策に基づき、サステナブルな企業体の実現に向け、全事業活動をサービス提供型へとシフトさせるビジネスモデルの変革に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)
企業向けデータ活用とシステム運用に関する製品・サービス開発と販売、周辺システム開発、コンサルティング事業

(6) **主要な営業所** (2022年3月31日現在)
本社 東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟
名古屋営業所 名古屋市西区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル

(7) **従業員の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
668名	33名増

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
291名	7名減	39.6歳	12.3年

(注) 従業員数には「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません。また、平均年齢および平均勤続年数の小数点第2位以下は四捨五入して記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社100%出資連結子会社である株式会社アスペックスと株式会社ビジネスアプリケーションは、経営資源の有効活用及び効率化・合理化等を目的とし、2022年2月4日に合併契約を締結し、2022年4月1日付で合併（株式会社アスペックスによる吸収合併）し、社名を株式会社ヒューアップテクノロジーに変更しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,000,000株
- ③ 株主数 5,964名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ユ ニ リ タ 社 員 持 株 会	442,543株	5.88%
株 式 会 社 ビ ジ ネ ス コ ン サ ル タ ン ト	440,000株	5.84%
株 式 会 社 リ ン ク レ ア	425,000株	5.65%
光 通 信 株 式 会 社	408,400株	5.42%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	374,800株	4.98%
株 式 会 社 ク エ ス ト	274,000株	3.64%
株 式 会 社 み ど り 会	270,000株	3.58%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	255,000株	3.39%
株 式 会 社 ア イ ネ ッ ト	250,000株	3.32%
日 本 情 報 産 業 株 式 会 社	250,000株	3.32%

- (注) 1. 当社は、自己株式を474,967株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
取締役会長	竹 藤 浩 樹	
代表取締役 社長執行役員	北 野 裕 行	コーポレートスタッフ部門担当
取締役 常務執行役員	新 藤 匡 浩	プロダクトサービス事業本部長 兼 サービスプラットフォーム推進部長
取締役 常務執行役員	藤 原 達 哉	クラウドサービス事業本部長 (株式会社ビーエスピーソリューションズ代表取締役社長)
取締役 執行役員	巳 波 淳	グループ業務本部長
取締役	三ツ木 義 人	
取締役	原 大	(アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役)
常勤監査役	竹 中 豊 典	
監査役	御子柴 一 彦	(小沢・秋山法律事務所)
監査役	佐 藤 昌 敏	

- (注) 1. 取締役 三ツ木義人氏および原大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、三ツ木義人氏および原大氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、竹中豊典氏、御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 竹中豊典氏は、大手金融機関勤務の経験から財務・会計に関する適切な知見を有しております。
4. 監査役 御子柴一彦氏および佐藤昌敏氏は、監査役としての職務を遂行するうえでの相当の見識、経験等を有しております。

5. 当社は執行役員制を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

執行役員 野村 剛一 プロダクトサービス事業本部副本部長 兼 メインフレーム部長

執行役員 金子 紀子 セールスユニット ゼネラルマネージャー 兼 クラウドサービス事業本部副本部長

執行役員 高野 元 クラウドサービス事業本部 ソーシャルイノベーション部長
(株式会社ユニ・トランド 代表取締役社長)

執行役員 加藤 亮 経営企画部長 兼 広報IR室長 兼 情報システム部担当

執行役員 吉田 一也 クラウドサービス事業本部副本部長 兼 ITイノベーション開発センター長
(株式会社アスペックス 代表取締役社長)

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

2021年6月17日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、取締役 渡辺浩之氏は任期満了により退任いたしました。また、2022年3月31日をもって、取締役 巴波淳氏は辞任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および社外取締役、監査役および社外監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の善意かつ重大な過失がない場合に損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為があった場合には補填の対象としないこととしております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	169 (13)	169 (13)	－ (－)	－ (－)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25 (25)	25 (25)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	195 (39)	195 (39)	－ (－)	－ (－)	11 (5)

- (注) 1. 上表には、2021年6月17日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第33期定時株主総会において年額3億500万円以内(ただし、使用人分給与は含みません)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は2名)です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第24期定時株主総会において年額450万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役報酬の基本方針

- ・業績および中長期的な企業価値向上への貢献を重視した報酬体系とし、株主と価値観・評価目線を共有できるものとしします。
- ・当社役員の役割および職責に相応しい水準とします。

b. 取締役報酬ガバナンス

- ・取締役会は、取締役の個人別の報酬額の決定権限を、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、半数以上の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に委任します。
- ・指名・報酬委員会の委員は、代表取締役社長 北野裕行氏、独立社外取締役 三ツ木義人氏、独立社外取締役 原大氏となります。

c. 取締役報酬の決定プロセス

- ・取締役の個人別報酬額は、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審

議のうえ決定します。

d.報酬構成

- ・当社取締役の報酬体系は、毎月一定額の金銭を支給する「基本報酬」のみで構成しております。

e.基本報酬の額の決定に関する方針

- ・基本報酬額は、権限、期待範囲（成果責任）、難易度を元に、各取締役のミッショングレードを決定し、そのグレードに応じた報酬基準額に対して前年度業績を反映し、毎年7月に改訂します。
- ・前年度業績の評価は、定量評価60%と定性評価40%ずつ勘案して決定します。
- ・定量評価は、業績指標として売上高と当期利益を採用し、その中でも当期利益をより重視します。また、担当部門業績項目指標も事業モデルにより個別KPIとして考慮します。算出比率については、前年比と予算比を使用し、その中でも計画に対する進捗を評価する上で予算比を重視し算定します。（変動幅：±10%）
- ・定性評価は、①中長期的企業価値貢献に資する施策（資本政策、M&A、事業提携、新規事業推進等）、②担当部門の業務執行の成果（業績、利益の貢献、人材育成、内部統制の執行状況等）、③経営参画貢献度（経営会議、取締役会での意思決定参画、グループ連結貢献、横断プロジェクト牽引、特別事項対応等）を評価し算定します。（変動幅：±10%）
- ・社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬としております。

f.取締役の個人別報酬が報酬方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

- ・個別の取締役の報酬は、取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、代表取締役社長が、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の評価・個別額の素案を作成し、指名・報酬委員会が審議のうえ決定しており、取締役会は、取締役の個人別報酬が報酬方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 原大氏は、アルフレッサホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には取引関係はありません。
- ・監査役 御子柴一彦氏は、小沢・秋山法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役職	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	三ツ木 義人	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。長年にわたる大手IT企業の実務と役員経験をもとにしたIT企業経営に関する高い見識から、取締役会では経営、コーポレートガバナンス、資本政策、内部統制等について、適宜監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬について審議・決定を担っております。</p>
取締役	原 大	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。長年にわたる大手金融機関ならびに事業会社における企業経営に携わった経験と高い見識から、取締役会では経営、コーポレートガバナンス、資本政策、内部統制等について、適宜監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会12回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬について審議・決定を担っております。</p>
監査役	竹中 豊典	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。大手金融機関勤務ならびに事業会社における代表取締役社長としての長年にわたる経営実務経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監査役	御子柴 一彦	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門知識と上場会社における法務業務に精通し、その経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
監査役	佐藤 昌敏	<p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。上場IT企業に長年勤務し取締役を務めた経営実務経験に加え、同企業グループ子会社の監査役を務めた豊富な経験と高い見識から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

- | | | |
|--|---------------|----------|
| ① 会計監査人の名称 | EY新日本有限責任監査法人 | |
| ② 会計監査人に対する報酬等 | | |
| (i) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | | 43,080千円 |
| (ii) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | | 43,080千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人としての適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 会社法第340条第1項に定める項目

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様と長期にわたって安定的な利益還元を行うことを経営の重要課題と認識しております。定款第48条にて「剰余金の配当その他会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」ものとしております。配当による利益還元につきましては、株主資本配当率 (DOE: Dividend on Equity Ratio) を採用し、資本効率ならびに財務の健全性を踏まえた株主還元を行ってまいります。そして、1株当たりの配当金 (普通配当) は、維持もしくは増配を基本方針といたします。上記方針の下、当期については、1株当たり中間配当33.00円、期末配当としては、1株当たり34.00円とし、年間で67.00円の配当とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[9,870,759]	【流動負債】	[3,184,455]
現金及び預金	8,234,332	買掛金	395,825
売掛金	1,186,555	リース債務	1,114
契約資産	90,162	未払法人税等	115,572
棚卸資産	43,567	前受収益	1,709,199
その他の	316,140	賞与引当金	286,381
【固定資産】	[4,493,258]	役員賞与引当金	35,582
(有形固定資産)	(171,616)	その他の	640,779
建物	48,016	【固定負債】	[210,280]
工具、器具及び備品	64,359	長期未払金	151,254
車両運搬具	420	リース債務	209
土地	57,642	退職給付に係る負債	58,817
リース資産	1,177	負債合計	3,394,736
(無形固定資産)	(1,255,437)	純資産の部	
ソフトウェア	778,658	【株主資本】	[10,607,791]
のれん	472,480	資本金	1,330,000
その他	4,299	資本剰余金	1,579,397
(投資その他の資産)	(3,066,204)	利益剰余金	8,423,095
投資有価証券	2,685,758	自己株式	△724,701
繰延税金資産	140,648	【その他の包括利益累計額】	[361,490]
差入保証金	174,002	その他有価証券評価差額金	351,205
その他	65,795	為替換算調整勘定	10,284
資産合計	14,364,017	純資産合計	10,969,281
		負債純資産合計	14,364,017

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,441,411
売上原価	4,340,212
売上総利益	6,101,198
販売費及び一般管理費	5,407,951
営業利益	693,247
営業外収益	142,289
受取利息	4,322
受取配当金	94,219
受取配当金	10,252
消費税等除	17,296
その他	16,198
営業外費用	6,778
支払利息	356
支払差損	355
コミットメント	1,000
支払手数料	4,767
その他	299
経常利益	828,757
特別利益	91,532
固定資産売却益	18,264
投資有価証券売却益	73,268
特別損失	92,877
投資有価証券評価損	11,893
投資有価証券償還	660
減損	80,323
税金等調整前当期純利益	827,413
法人税、住民税及び事業税	294,001
法人税等調整額	11,157
当期純利益	522,254
親会社株主に帰属する当期純利益	522,254

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,330,000	2,094,338	8,663,886	△1,230,245	10,857,979
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△506,222		△506,222
親会社株主に帰属する 当期純利益			522,254		522,254
自己株式の取得				△266,220	△266,220
自己株式の消却		△514,941	△256,822	771,764	－
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△514,941	△240,790	505,544	△250,188
当連結会計年度末残高	1,330,000	1,579,397	8,423,095	△724,701	10,607,791

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	421,139	△100	421,038	11,279,018
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△506,222
親会社株主に帰属する 当期純利益				522,254
自己株式の取得				△266,220
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	△69,933	10,385	△59,548	△59,548
当連結会計年度変動額合計	△69,933	10,385	△59,548	△309,736
当連結会計年度末残高	351,205	10,284	361,490	10,969,281

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[7,083,049]	【流動負債】	[2,008,079]
現金及び預金	5,767,206	買掛金	157,866
売掛金	654,681	未払金	83,434
契約資産	74,117	未払費用	245,055
仕掛品	818	未払消費税等	26,624
前払費用	157,375	前受収益	1,326,320
関係会社短期貸付金	809,196	預り金	21,353
その他の	79,654	賞与引当金	147,423
貸倒引当金	△460,000	【固定負債】	[139,461]
【固定資産】	[4,806,356]	長期未払金	115,333
(有形固定資産)	(129,045)	退職給付引当金	24,127
建物	21,620	負債合計	2,147,540
工具、器具及び備品	49,784	純資産の部	
車両運搬具	420	【株主資本】	[9,390,659]
土地	57,220	(資本金)	(1,330,000)
(無形固定資産)	(405,203)	(資本剰余金)	(1,450,500)
ソフトウェア	402,841	資本準備金	1,450,500
電話加入権	2,361	(利益剰余金)	(7,343,283)
(投資その他の資産)	(4,272,107)	利益準備金	120,000
投資有価証券	2,685,506	その他利益剰余金	7,223,283
関係会社株式	1,242,467	別途積立金	1,982,200
出資金	10,117	繰越利益剰余金	5,241,083
関係会社長期貸付金	253,051	(自己株式)	(△733,124)
繰延税金資産	43,177	【評価・換算差額等】	[351,205]
差入保証金	95,388	(その他有価証券評価差額金)	(351,205)
その他の	32,397	純資産合計	9,741,864
貸倒引当金	△90,000	負債純資産合計	11,889,405
資産合計	11,889,405		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,672,903
売上原価	1,482,387
売上総利益	4,190,516
販売費及び一般管理費	3,782,227
営業利益	408,288
営業外収益	196,436
受取利息	14,219
受取配当金	103,765
受取事務手数料	65,968
保険配当金	9,376
為替差益	541
その他	2,565
営業外費用	2,331
コミットメントファイナンス手数料	1,000
経常利益	1,331
特別利益	602,393
投資有価証券売却益	73,268
特別損失	62,691
投資有価証券評価損	10,529
投資有価証券償還損失	660
減損損失	51,502
税引前当期純利益	612,970
法人税、住民税及び事業税	127,223
法人税等調整額	27,311
当期純利益	458,435

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,330,000	1,450,500	514,941	1,965,441	120,000	1,982,200	5,545,693	7,647,893
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△506,222	△506,222
当 期 純 利 益							458,435	458,435
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 消 却			△514,941	△514,941			△256,822	△256,822
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△514,941	△514,941	-	-	△304,609	△304,609
当 期 末 残 高	1,330,000	1,450,500	-	1,450,500	120,000	1,982,200	5,241,083	7,343,283

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,238,669	9,704,665	421,139	421,139	10,125,805
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△506,222			△506,222
当 期 純 利 益		458,435			458,435
自 己 株 式 の 取 得	△266,220	△266,220			△266,220
自 己 株 式 の 消 却	771,764	-			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△69,933	△69,933	△69,933
当 期 変 動 額 合 計	505,544	△314,006	△69,933	△69,933	△383,940
当 期 末 残 高	△733,124	9,390,659	351,205	351,205	9,741,864

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	檜 崎 律 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 部 誠

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニリタの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニリタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榎 崎 律 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 部 誠

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニリタの2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、2021年6月17日開催の監査役会において監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担を協議し、決定いたしました。また、監査役会を毎月定期的で開催し、取締役会の付議議案についての事前審査、各監査役の活動状況およびその結果の共有ならびに意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、3名の監査役のうち2名の監査役が一部の子会社の監査役を兼務し、担当子会社の取締役会に出席するとともに、他の子会社を含めて子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、その事業および財産の状況を調査いたしました。また、グループ監査の観点からは、各子会社の監査役をメンバーとする連絡会を開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等をいたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に監査計画につき協議を行い、実施した監査の結果について監査終了の都度、監査役会等において報告を受け、意見交換を行い、内部統制システムの構築および運用状況について協議いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社ユニリタ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 竹 中 豊 典 ㊤

監査役（社外監査役） 御子柴 一 彦 ㊤

監査役（社外監査役） 佐 藤 昌 敏 ㊤

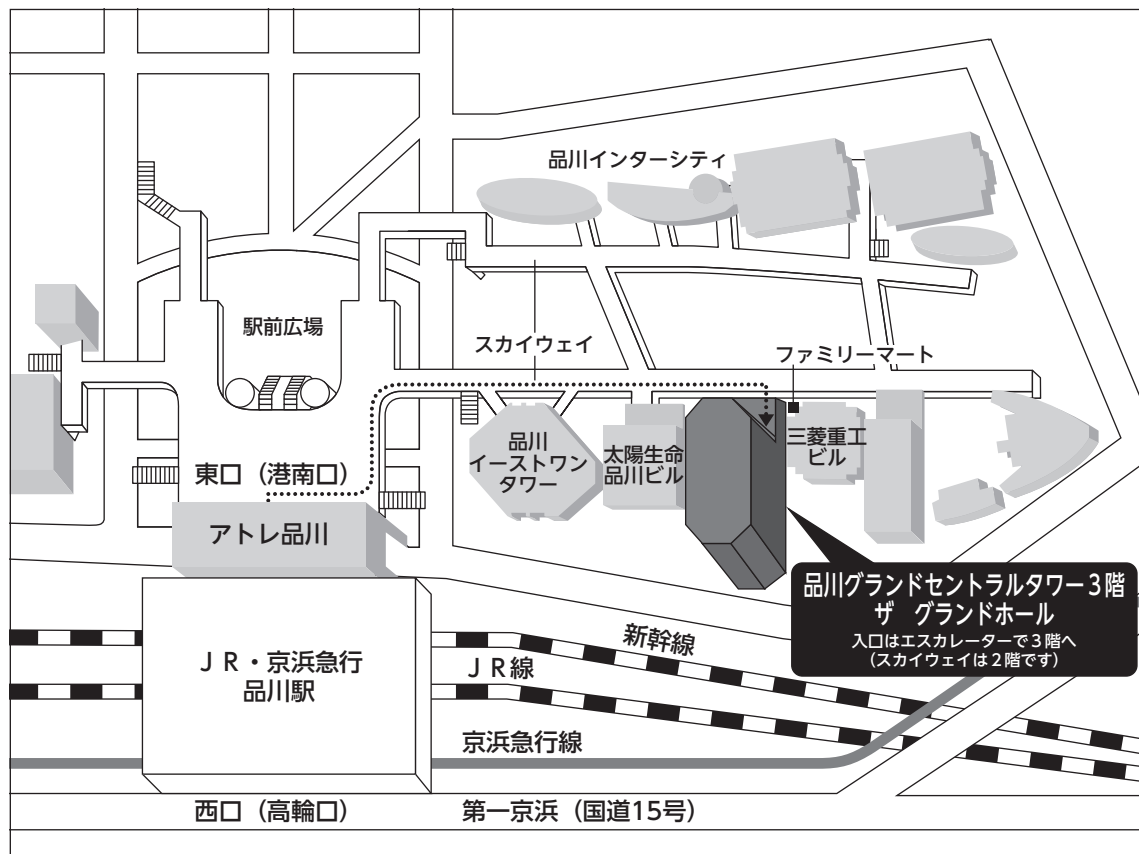
以上

株主総会会場ご案内図

開催日時：2022年6月23日（木曜日）午後4時（午後3時より受付開始）

会場：東京都港区港南二丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー 3階「ザ・グランドホール」



交通のご案内

JR品川駅 東口（港南口）より徒歩5分

港南口方向へ連絡通路を進み、港南口右手スカイウェイ経由で、
直接品川グランドセントラルタワーよりご入館願います。

お願い

駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。

